数は力！あなたのまわりの業者の方を民商にご紹介ください！

名古屋北部民商ニュース

発行：2020年8月31(月)　No.391

名古屋北部民主商工会
〒462-0035　北区大野町3-19
TEL (052)915-8111
FAX (052)915-8111
E-mail　jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

民商で知恵を集めて好きな商売続けよう！

グーグルで検索して民商へ

8月21日に、29歳の青年が入会。2日前に、突然『こんにちは。商工会はここでいいですか』と来所。話を聞くと『7年前に沖縄から名古屋に来て、クラブDJや、パフォーマンスをしていた。6年ほどは、会社に雇用されていたけれど、開業していろんな活動を計画していた矢先に、コロナウィルスの影響で、クラブが全部休業になってしまい、困っている』友人が、商工会へ相談したらというのでグーグルで検索したら、ここの場所が出てきました」とのこと。事務局が、商工会と民商の違い、融資制度のことなどを説明しました。翌日再び、電話があり、『商工会へも行ってきました。応聞いてくれたけど、それなら政策公庫へ行きなさい、とすぐ追い返された。民商さんの方が、相談に乗ってくれたので、入会します。国保減免も教えてもらった通り区役所へ申請に行き、ゼロになりました。助かりました』と、来所、入会しました。

また、22日には、元民商会員だという業者が来所。付金は、サポートセンターに行って申請しましたが、一人親方労災の件で相談したい」と入会。街には、まだまだ困っている業者がいます。あなたのまわりの業者に、ぜひ民商を紹介してください。

コロナの影響で収入が減少したら国保減免申請を

コロナウィルスの影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、給与収入などが前年より3割以上減少する場合、国保料の特別な減免制度が適用されます。前年所得が3百万円以下の場合、全額免除、4百万円以下は、8割が免除されます。

区役所へ行って申請したら、半分になった」　全額免除になった」との声が寄せられています。詳しくは、役員または事務局までご相談ください。なお、申告時に今年度の収入が、3割以上減少になっていない場合でも、国の方針として追加徴収はしないことになっています。10月の名古屋市交渉で改めて要望することにしています。

2020年（令和2年）分の所得税確定申告から 65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります

平成30年度の税制改正で、青色申告特別控除が、65万円から55万円に変更されました。2020年分個人の所得税の申告から適用されます。ただし、e-Tax（イータックス）による申告（電子申告）または電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。そして、電子帳簿保存を選択するためには税務署に対して届出が必要です。また令和2年分から行うためには「9月30日までに承認申請書」を提出しなければなりません。（電子帳簿保存を選択するには詳細な条件が設けられています）現在、名古屋北部民商では、約4分の１の方が青色申告を行っています。民商として、今回の改正の内容を学習し、その上で自主的に判断していただくため、説明会を開催いたします。（10万円控除については変更ありません）参加希望日をご連絡の上、できるだけご参加ください。

【日時】 9月10日（木）と17日（木）いずれも午後2時～3時
【場所】民商3階

婦人部役員会＆領収書整理会を開催します　（開催場所：民商3階）
＜婦人部役員会＞　9月12日（土）午後1時30分～
＜領収書整理会＞　　同　　午後2時30分～　（1時間ぐらい）
領収書の整理や、仕訳、記帳の相談がしたい方は、お越しください。
マスク着用でお願いいたします。